

公 告

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約（特定随意契約）について、大分県契約事務規則第33条の3の規定により公告します。

令和8年9月25日

大分県別府土木事務所長 森崎 貴嗣

一 契約に付する事項

- 1 業 務 名 令和8年度 砂維管別委 第1号 環境整備委託
- 2 履行場所 境川 別府市大字鶴見 外
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月15日
- 4 業務概要 境川及び春木川の河川敷の草刈り作業

二 契約者に必要な資格に関する事項

- 1 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の適用を受ける者
- 2 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

（1） 暴力団（暴排条例第2条第1号）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

（2） 暴力団員（暴排条例第2条第2号）

法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

（3） 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

次に掲げるものをいう。

①暴力団員が役員となっている事業者

②暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

③暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

④暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

⑤役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に避難される関係を有している者

⑥暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

⑦暴力団、暴力団員及び①から⑥までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他団体又は個人

※なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合があります。

三 契約条項を示す場所及び日時

場所 大分県別府土木事務所

日時 令和8年9月25日（金）～令和8年10月2日（金）（9時～17時）

四 契約の申込み方法

三の期間内に見積書の提出による（厳封）

随意契約予定者決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって随意契約予定額とするので、見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること

※代表者以外の者が提出する場合は、見積書と同時に委任状を提出すること

五 契約者の決定方法又は選考基準

二に該当し、且つ予定価格以内の最も低廉な金額で見積を提出した者

六 その他必要と認める事項

次の各号の一に該当する見積は無効とする

- （1）見積者として資格のない者のした見積
- （2）見積に際し、不当に価格をせり上げ又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした見積
- （3）同一の見積について二以上の見積をした者の見積
- （4）同一の見積について二以上の見積者の代理人となった者のした見積
- （5）見積金額の訂正に訂正印のない見積
- （6）見積金額、住所、氏名、押印その他見積要件を認定し難い見積

以上

問い合わせ先

管理課 管理班 麻生

TEL 0977-67-0211